

神奈川県における土地占用料の算定方法について (R6. 4～)

区分	土地占用料又は廃川敷地使用料					
	単位	所在地				
		第一級地	第二級地	第三級地	第四級地	
通路、作業場、材料置場、貯木場、いかだ等の係留場その他原状のまま使用するもの及びゴルフ場、自動車練習場その他これらに類する施設	占用面積1平方メートル1年	320円	270円	250円	250円	
倉庫、物置、小屋、栈橋、橋りょうその他の工作物（ゴルフ場、自動車練習場その他これらに類する施設及び次の各項に掲げるものを除く。）		700円	590円	560円	550円	
第一種電柱	1本1年	2,460円	1,940円	1,630円	1,530円	
第二種電柱		3,780円	2,980円	2,510円	2,350円	
第三種電柱		5,100円	4,030円	3,380円	3,170円	
第一種電話柱		2,200円	1,740円	1,460円	1,360円	
第二種電話柱		3,520円	2,780円	2,330円	2,180円	
第三種電話柱		4,830円	3,820円	3,200円	3,000円	
鉄塔	占用面積1平方メートル1年	1,900円	1,600円	1,530円	1,500円	
その他の柱類	1本1年	220円	170円	150円	140円	
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル1年	22円	17円	15円	14円	
地下に設ける電線その他の線類		13円	10円	9円	8円	
管類		外径が0.07メートル未満のもの	92円	73円	61円	57円
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	130円	100円	87円	82円
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	200円	160円	130円	120円
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	260円	210円	170円	160円
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	400円	310円	260円	250円
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	530円	420円	350円	330円
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	920円	730円	610円	570円
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	1,320円	1,040円	870円	820円
		外径が1メートル以上2メートル未満のもの	2,640円	2,080円	1,750円	1,640円
		外径が2メートル以上のもの	5,270円	4,160円	3,500円	3,280円
柵類			920円	770円	740円	720円
看板		表示面積1平方メートル1年	8,200円	4,310円	1,330円	910円

運動場、競技場、遊園地その他これらに類する施設	占用面積1平方メートル	150円	130円	120円	120円
農耕地、牧草地等	ル1年	14円	12円	11円	11円

備考 1 所在地区分について

- ・第一級地 横浜市、川崎市、茅ヶ崎市
 - ・第二級地 相模原市、平塚市、厚木市、寒川町、愛川町
 - ・第四級地 清川村
- ※占用する箇所が2以上の所在地の区分にわたる場合は、最も高い金額の区分による

2 電柱について

- ・第一種電柱：電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下同じ）を支持するもの。
- ・第二種電柱：電柱のうち4条又は5条の電線を支持するもの。
- ・第三種電柱：電柱のうち6条以上の電線を支持するもの。

3 電話柱について

- ・第一種電話柱：電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下同じ。）を支持するもの。
- ・第二種電話柱：電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するもの。
- ・第三種電話柱：電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。

4 共架電線について

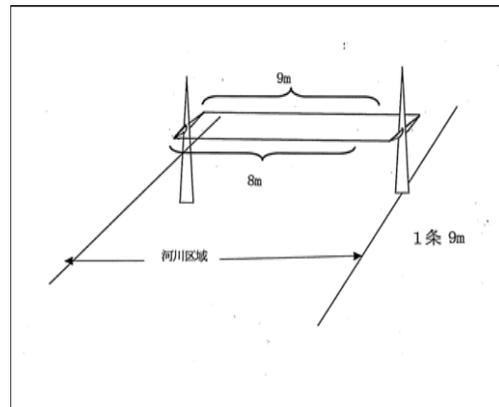
共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。

5 表示面積について

表示面積とは、看板の表示部分の正面面積をいう。

参考（線類の計算方法について）

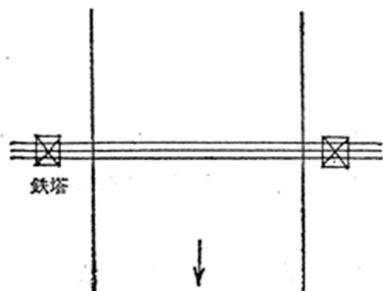
1. 複数線の長さが異なる場合は1番長いもので計算する。
2. 1か所から1か所への横断を1条として計算する。



1条

2条

例図1 1本



例図2 2本

